

## 1. 平成24年第6回郡上市議会定例会議事日程（第1日）

平成24年12月6日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 会期の決定
- 日程3 議案第174号 専決処分した事件の承認について（平成24年度郡上市一般会計補正予算（専決第2号））
- 日程4 議案第175号 郡上市暴力団排除条例の一部を改正する条例について
- 日程5 議案第176号 郡上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程6 議案第177号 郡上市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程7 議案第178号 郡上市土地改良事業分担金賦課徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程8 議案第179号 郡上市布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の制定について
- 日程9 議案第180号 郡上市公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の制定について
- 日程10 議案第181号 郡上市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例の制定について
- 日程11 議案第182号 郡上市公民館条例の一部を改正する条例について
- 日程12 議案第183号 平成24年度郡上市一般会計補正予算（第4号）について
- 日程13 議案第184号 平成24年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程14 議案第185号 平成24年度郡上市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程15 議案第186号 平成24年度郡上市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程16 議案第187号 平成24年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程17 議案第188号 平成24年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程18 議案第189号 平成24年度郡上市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程19 議案第190号 平成24年度郡上市病院事業等会計補正予算（第1号）について
- 日程20 議案第191号 郡上ケーブルテレビネットワーク施設の指定管理者の指定について
- 日程21 議案第192号 和解及び損害賠償の額の決定について
- 日程22 議報告第11号 諸般の報告について（例月出納検査結果）

## 2. 本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

## 3. 出席議員は次のとおりである。(18名)

1番	山 川 直 保	2番	田 中 康 久
3番	森 喜 人	4番	田 代 はつ江
5番	兼 山 悌 孝	6番	野 田 龍 雄
7番	鷺 見 馨	8番	山 田 忠 平
9番	村 瀬 弥治郎	10番	古 川 文 雄
11番	清 水 正 照	12番	上 田 謙 市
13番	武 藤 忠 樹	14番	尾 村 忠 雄
15番	渡 辺 友 三	16番	清 水 敏 夫
17番	美谷添 生	18番	田 中 和 幸

## 4. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

## 5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日 置 敏 明	副 市 長	鈴 木 俊 幸
教 育 長	青 木 修	市 長 公 室 長	田 中 義 久
総 務 部 長	服 部 正 光	健 康 福 祉 部 長	布 田 孝 文
農 林 水 産 部 長	野 田 秀 幸	商 工 観 光 部 長	蓑 島 由 実
建 設 部 長	武 藤 五 郎	環 境 水 道 部 長	木 下 好 弘
教 育 次 長	常 平 毅	会 計 管 理 者	山 下 正 則
消 防 長	川 島 和 美	郡 上 市 民 病 院 事 務 局 長	猪 島 敦
国 保 白 鳥 病 院 事 務 局 長	日 置 良 一	郡 上 市 代 表 監 査 委 員	齋 藤 仁 司

## 6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長	池 場 康 晴	議 会 事 務 局 議 会 総 務 課 長	丸 井 秀 樹
議 会 事 務 局 議 会 総 務 課 長 補 佐	河 合 保 隆		

### ◎開会及び開議の宣告

○議長（清水敏夫君） それでは、おはようございます。議員の皆様には御多用のところ御出席をいただきまして、ありがとうございます。

本定例会は議案が19件、報告が1件であります。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

ただいまから、平成24年第6回郡上市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますのでお願いいたします。

（午前 9時31分）

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（清水敏夫君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、会議録署名議員には12番 上田謙市君、13番 武藤忠樹君を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（清水敏夫君） 日程2、会期の決定についてを議題といたします。

会期並びに会期日程については、去る11月29日の議会運営委員会において御協議をいただいております。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日12月6日から12月21日までの16日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日12月6日から12月21日までの16日間と決定いたしました。

会期日程につきましては、お手元に配付してありますので、お目通しを願います。

齋藤代表監査委員におかれましては、大変御多用のところを御出席いただき、まことにありがとうございました。

---

### ◎市長挨拶

○議長（清水敏夫君） ここで日置市長より御挨拶をいただきます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） おはようございます。平成24年第6回郡上市議会定例会の開会に当たりまして、御挨拶並びに提案説明を申し上げます。

本日、平成24年第6回郡上市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御参集をいただき、まことにありがとうございます。

また、ただいまは、永年勤続35年以上に係る総務大臣感謝状の伝達が行われましたが、お受けになりました田中和幸議員におかれましては、まことにおめでとうございます。今後ともますます御活躍されますことを祈念申し上げます。

さて、国政におきましては、先月11月16日、衆議院が解散され、12月4日公示、12月16日に第46回衆議院総選挙が執行されることとなりました。消費税増税の問題、社会保障のあり方、原発問題、TPP問題、領土問題への対処などの重要課題が今後どのように方向づけられていくのか、その行方を左右する極めて重要な選挙になると考えております。

提出議案の説明に先立ちまして、最近の出来事について若干の御報告を申し上げます。

まず、1つ目ですが、去る11月25日日曜日、市総合文化センターにおきまして、「2012年 青少年郷土芸能フェスティバル」を開催いたしました。これは、昨年の中学生との懇談会において、中学生から提案のあったものであります。郡上市の伝統芸能あるいは神社の祭礼などを、一生懸命に継承していこうとしている市内の青少年の姿に感銘を受け、将来に希望を持たせていただきました。

また、このフェスティバルでは出演者だけでなく、多くの中学生がみずからボランティアとしていろいろな役を買って出て、フェスティバルの運営に当たってくれました。このフェスティバルについては、今後とも続けていきたいと考えております。

2つ目ですが、11月の27日、「美濃東部区域農用地総合整備事業」の全体の完工式が郡上市において開催をされました。美濃東部区域と申しますのは、東のほうから恵那市、中津川市、加茂郡白川町、東白川村、下呂市、関市、そして私どもの郡上市の5市1町1村にまたがる典型的な中山間地域でございますけれども、この地域にとっては、農業生産基盤の整備あるいは関係道路の整備が悲願でありました。本事業におきまして、現在の森林総合研究所森林農地整備センターが事業主体となりまして、農用地及び農業用道路の整備が一体として実施をされました。平成10年度から15年間にわたりまして、約395億円をかけて事業が進められ、今般、事業の完了を迎えたわけでありませう。

なお、全体事業の完工式典に先立ちまして、本事業において整備が進められてまいりました「上之保小那比トンネル」、関市の上之保と小那比の生屋地区を結ぶトンネルでございますが、このトンネルが完成をし、11月6日開通祝賀式を挙行いたしましたところでありませう。今回のこの美濃東部の農道あるいは農地整備等が完成をいたしましたことにより、一層地域間の交流を図り、農業・農村の振興に努めてまいりたいというふうを考えているところでありませう。

それから3つ目でありませうけれども、11月の28日に郡上市と関市にございます中部学院大学及び中部学院大学短期大学部との連携協定を締結いたしました。同大学とは、これまでも福祉分野等に

において連携活動を行ってまいりましたが、これを契機に、特に福祉、教育、まちづくり分野の課題解決のために連携強化を図ってまいりたいと考えております。

4つ目でございますが、11月の29日、県庁において岐阜県と中部電力株式会社との間に、市内の阿多岐ダムにおいて中電が水力発電所を建設することについての協定の調印が行われました。私も、県からの求めに応じまして、その調印式に立ち会わせていただきました。計画によれば、最大出力190キロワット、一般家庭の電力需要分の360戸分を賄うことのできる発電所ができる予定であります。平成26年度に建設工事にかかり、平成27年度からの稼働を目指しているということでございます。

以上、御報告を申し上げたところでございます。

それでは、今般、定例会に提案をいたしました議案等でございます。全部で19件でございますが、その内訳は、専決処分の承認1件、条例の制定並びに一部改正8件、平成24年度補正予算8件、指定管理者の指定1件、その他1件につきまして、その概要を申し上げます。

初めに、議案第174号でありますけれども、専決処分した事件についての承認を求めるものであります。平成24年度一般会計予算の補正について専決を行ったことについて承認を求めるものであります。これは、内容は、今回の衆議院議員選挙に係る執行経費についての補正であります。

次に、条例の制定・改正関係でございますが8件でございます。

議案第175号は、郡上市暴力団排除条例の一部改正についてであります。「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」の一部改正に伴いまして、条例が引用する法律の条項を改めるため、所要の改正を行うものであります。

議案第176号は、郡上市職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。平成24年人事院勧告に基づき、職員の給与の適正化を図るため、所要の改正を行うものであります。

議案第177号は、郡上市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部改正についてであります。普通財産の譲与または減額譲渡について、条例の規定によりこれを行うことのできる範囲を拡大するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第178号から第182号までの条例の制定・一部改正5件につきましては、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」、大変長い名前の法律であります。いわゆる地域主権一括法と言われている法律でございますが、この地域主権一括法によりまして、各個別の法の改正がなされたことによりまして、新たに条例の制定等を行うおとすものであります。

まず、議案第178号は、郡上市土地改良事業分担金賦課徴収条例の一部改正についてであります。ただいま申し上げました地域主権一括法によって、土地改良法の一部改正がなされましたけれども、これに伴い、引用する法律の条項を改めるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第179号は、郡上市布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の制定についてであります。地域主権一括法によって水道法の一部改正がなされ、布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格の基準等を条例で定めることとなったため、この条例を定めようとするものであります。

議案第180号は、郡上市公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の制定についてであります。同じく下水道法の一部改正に伴い、公共下水道の構造及び維持管理の技術上の基準を条例で定めることとなったため、この条例を定めようとするものであります。

議案第181号は、郡上市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例の制定についてでありますけれども、同じく廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者の資格の基準を条例で定めるため、この条例を定めようとするものであります。

次に、議案第182号は、郡上市公民館条例の一部改正についてでありますけれども、同じく社会教育法の一部改正に伴い、公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるため、また、本議案につきましては、そのほか、今回八幡公民館の移転をすることに伴い、施設の位置を改めるため、あわせて所要の改正を行うものであります。

以上が条例の改正であります。なお、ただいま申し上げましたいわゆる地域主権一括法に基づきます条例改正につきましては、今回提案したもののほかに、なお若干の案件が残っておりますが、これについては今議会の会期中に議会にその案をお示しするとともに、市民の皆様にもパブリックコメントを求めるといふこと、そうした手続を経た上で来春、来年の当初定例市議会において上程をさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、議案第183号から議案第190号までは、平成24年度郡上市一般会計補正予算を初めとして、合計8会計における予算の補正をお願いするものであります。

まず、一般会計補正予算の主なものといたしまして、歳出では、自立支援給付訓練等給付事業2,600万円、ニホンジカ捕獲事業、これは県の森林環境税の財源を充てて行うものでございますが、ニホンジカの捕獲事業650万円、小学校の耐震補強事業5,253万3,000円、財政調整基金積立金4億9,220万9,000円の増額、及び消防デジタル無線整備事業8,817万6,000円の減額等でございます。

一方、歳入では、法人市民税5億1,140万円、障害者自立支援給付費負担金の国・県合計で1,950万円の増額、市債6,560万円の減額等が主なものであります。

以上、歳入歳出それぞれ4億6,710万円の追加補正をお願いするものでございます。

そのほか、一般会計以外では特別会計5会計、公営企業会計2会計につきまして、職員異動等による人件費の増減、機械修繕費等の増、基金積立金の増等によりまして、それぞれ所要の補正を行うものであります。

議案第191号は、郡上ケーブルテレビネットワーク施設の指定管理者の指定についてであります。地方自治法第244条の2第6項の規定により、郡上ケーブルテレビネットワーク施設について、指定管理者として「株式会社郡上ネット」を指定することにつき、議会の議決を求めるものであります。

議案第192号は、郡上市地域医療センター国保和良診療所における医療事故に係る和解及び損害賠償の額の決定についてであります。

以上が、本定例会に提案をいたしました議案の概要であります。議案等の詳細につきましては、議事に進行に従い、それぞれ担当部長等から説明をいたしますので、御審議の上、御議決をいただきますようお願い申し上げます。

以上申し上げます、御挨拶並びに議案の提案説明とさせていただきます。平成24年12月6日、郡上市長 日置敏明。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（清水敏夫君） ありがとうございます。

---

#### ◎議案第174号について（提案説明・質疑・採決）

○議長（清水敏夫君） 日程3、議案第174号 専決処分した事件の承認について（平成24年度郡上市一般会計補正予算（専決第2号））を議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 議案第174号 専決処分した事件の承認について（平成24年度郡上市一般会計補正予算（専決第2号））でございます。

平成24年度郡上市一般会計補正予算（専決第2号）を、地方自治法第179条第1項の規定により、平成24年11月19日次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。平成24年12月6日提出、郡上市長 日置敏明。

今回の専決におきましては、11月16日衆議院の解散に伴い、12月16日に執行の衆議院選挙経費の専決でございます。

1 ページ目をお願いいたします。平成24年度郡上市一般会計補正予算（専決第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,900万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ295億8,627万8,000円とする。

2、省略させていただきます。

平成24年11月19日専決、郡上市長 日置敏明でございます。

内容につきましては、この事業概要説明一覧表のほうで説明させていただきます。

この1ページ、おめくりいただきまして歳入でございます。選挙費の委託金としまして、衆議院選挙執行経費委託金、補正額が3,900万円でございます。これは12月16日の執行に伴う県の委託金でございます。

歳出でございます。衆議院議員選挙経費、補正額が3,900万円ということでございます。

概要につきましては、右の欄にございますが、まず報酬においては、委員報酬また投・開票管理者または立会人への報酬で560万7,000円。また職員手当においては時間外手当でございますが、投・開票事務に係る時間外でございますが1,827万5,000円。賃金におきまして、期日前投票事務等で197万2,000円でございます。旅費におきましては、投・開票管理者等で17万4,000円でございますが、これは費用弁償部分でございます。

需用費においては、消耗品、燃料費、食糧費、印刷製本費ということで531万1,000円でございますが、主に大きなものは消耗品でございます。役務費においては、郵送料と新聞広告料で120万2,000円でございます。ここにおいては、入場券の郵送料とか不在者・病院投票等の郵送料でございます。

委託料においては、ポスター掲示場の設置と撤去でございます。401万7,000円ということでございますが、今回、6区画の251カ所ということの設置と撤去の費用でございます。使用料及び賃借料ということで、施設使用料とポスター掲示板の賃借料でございます。これはリース料でございます。ここで202万2,000円。あと、備品購入ということで42万円でございますが、投票記載台等の備品購入でございます。

以上が今回の提案のものです。よろしく願いいたします。

○議長（清水敏夫君） 説明が終わったので、質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） このポスターの掲示板のことについてちょっとお伺いするんですが、恐らくこれ業者に依頼してやるということで、掲示板も賃借をするということやもんで、こういうものは幾つかの業者があつてというわけにいかんのかなという気がするんですけど、業者が決まるところでしょうか。それとも入札になるのか。

○議長（清水敏夫君） 総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 通常ですと入札とかなんですけど、今回、非常に、11月16日に解散ということで期間がございません。その中で随契という形をとらせていただいております。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） 確かにそういう時期、時間的な余裕はなかったと思うんですが、普段は入札



ということは郡上の中でそういう業者があるのか、よそで依頼をされるのか、ちょっとその辺も聞きたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 郡上市内も含めて他市の方もお見えになるということです。

○議長（清水敏夫君） よろしいですか。そのほかございますか。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 8番 山田忠平君。

○8番（山田忠平君） さきの議会のときに、看板がたしか倒れて損害賠償を市が払ったということになってますが、今このことは設置と撤去ということを言われましたが、普通、以前も一連のうちなら業者は責任があるんですけども、今回はその辺はどうなっているかお伺いをいたします。

○議長（清水敏夫君） 総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 前回のときはいろいろな条件によってなったということで、今回、その部分においてはよく検討して、今回は位置は変えさせていただいたと。その上で、災害でない瑕疵の部分があった場合には、やはり業者の責任になると思いますけど、不可抗力といえますか災害等のことになった場合は、その時点でまた検討させていただきます。

○議長（清水敏夫君） 山田議員よろしいですか。

（「了解」と8番議員の声あり）

○議長（清水敏夫君） そのほかありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認め、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、採決を行います。

議案第174号については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第174号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

---

#### ◎議案第175号から議案第182号までについて（提案説明・委員会付託）

○議長（清水敏夫君） 日程4、議案第175号 郡上市暴力団排除条例の一部を改正する条例についてから、日程11、議案第182号 郡上市公民館条例の一部を改正する条例についてまでの8件を一括議題といたします。

順次、説明を求めます。

市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） それでは初めに、議案第175号についてお願いをいたします。郡上市暴力団排除条例の一部を改正する条例について。

郡上市暴力団排除条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成24年12月6日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由につきましては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正に伴い、引用する法律の条項を改めるため、この条例を定めようとするものでございます。

1枚おめくりをいただきますと改正する条例の本文がございます。

改正の内容につきましては、今春6月議会において定めていただきましたこの条例の中で、第2条中「法第32条の2第1項」を「法第32条の3第1項」に改めるという内容でございます。

附則では、公布の日から施行するという事としております。

1枚おめくりをいただきますと、新旧対照表を添付させていただいておりますが、この中で第2条ですね、旧のほうを見ていただきまして旧第2条の1号に「暴力団」というところに「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」というものがございますが、今般、暴力排除活動の促進等を目的に、幾つかの法律改正がこの8月1日に成立をしております。施行が10月30日ということになっておりまして、この法律の一部改正を受けまして、この第2条の4号にあります「警察等」、警察のところですね、「警察又は法第32条の2第1項の規定により」と、これは、いわゆる暴力追放運動推進センター、岐阜県の場合、暴力追放センターですね、暴追センターと通常言っておりますが、このセンターの要件に関する規定がここに定めてあります。今般の法律改正によりまして、この条項の法第32条の2、このところに「事業者の責務」というふうな条項が追加をされまして、以降、一つずつ送られております。いうことをもちまして新、新旧の新しいほうの左の側を見ていただきますと、第2条4号のところで「警察等」、「警察又は法第32条の3第1項」ということで、条項の番号が変更とさせていただくというものでございます。

このように改めさせていただきたいということで上程をさせていただいております。よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第176号 郡上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

郡上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成24年12月6日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由につきましては、平成24年人事院勧告に基づき、職員の給与の適正化を図るため、この条例を定めようとするものでございます。

1枚おめくりいただきますと、改正する条例の本文がございます。今般の条例改正のもととなる人事院勧告につきましては、24年の人勧のポイントと申しますか主要な柱というものにつきましては、主に2点ございます。月例給、ボーナスともに改定はなしと、こういうものが1点でございます。もう一つは、50歳台後半層における給与水準の上昇を抑制するため、昇給・昇格制度の見直しをすると、こういうものが1点でございます。

こうした人勧に基づきまして、郡上市におきましても、例年でありまして12月前に臨時議会を開いていただきまして、給料表の改定でありますとかそういう作業があったわけでありまして、ことは月給与あるいは期末勤勉手当等の改定はなかったと、こういうことでございます。

昇給・昇格制度につきましては、55歳を超える職員、医療職給料表1では適用者は57歳を超える職員となりますが、標準の勤務成績では昇給しないこととすると。現行は2号給昇給というふうになってございますが、今般の改正におきまして、通常の勤務成績では昇給はしないと。特に良好の場合には1号、これは現行は3号給であります。極めて良好の場合には2号給以上と。現行は4号給以上ということで、今般それぞれ抑制を図るものでございます。

このことが今回のこの条例の本文の中身でございます。附則につきましては、平成25年1月1日から施行するという事としております。

1枚おめくりをいただきますと新旧対照表がございます。昇給につきましては第8条に規定がございます。旧の右のほうをごらんいただきまして、その第3項にありますが、55歳（市の規則で定める職員にあっては56歳以上の年齢で市の規則で定めるもの）を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中4号給（行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が5級以上である者及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員で、その職務の級がこれに相当するものとして市の規則で定める職員にあっては3号給）とあるのは2号給とするということで、現在は昇給が2号給と、こういう形としておるところでございます。

先ほどの人勧に基づきまして新、左のほうで改正する内容でございます。第8条第3項におきまして、今般の変更は第1項の規定の適用については以下ですが、前項本文の規定にかかわらず、第1項に規定する期間における勤務成績が極めて良好または特に良好である職員に限り昇給させるものとし、昇給の号給数はその者の勤務成績に応じて、市の規則で定める基準に従い決定するものとするというふうに変更をさせていただくものでございます。

なお、人勧の昇格につきましては指摘がございます。これは現在、人事院規則がまだ改正が行われておりませんので、これはそれが行われ次第、対応することと考えておりますが、その中身につきましては、最高号給を含む高位の号給から昇格した場合の給料月額増加額を縮減するというものでありまして、昇格した場合も圧縮をかけて給与の上昇を抑制するというものでございます。こちらは規則において対応させていただきますが、今般につきましてはこの昇給につきましては、55歳

以上の職員に対する抑制を図るということでございますので、よろしく御審議をいただきたいと思  
います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（清水敏夫君） 総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） それでは、議案第177号 郡上市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関  
する条例の一部を改正する条例について。

郡上市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める  
ものとする。平成24年12月6日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございます。普通財産の譲与または減額譲渡について、条例の規定に基づき行うこと  
のできる範囲を拡大するため、この条例を定めようとするというものでございます。

まず内容の説明を、1枚の紙があると思うんですが、こちらのほうを見ていただけますか。頭に  
郡上市の財産の交換、譲与、貸付け等に関する条例の一部を改正する条例についてというものがご  
ざいます。今回、2点を加えていきたいということで、範囲を拡大していきたいということでござ  
います。

まず、改正の1でございます。第3条関係においての普通財産の譲与又は減額譲渡、第1項に次  
の1号を加えるということでございます。これは1から4号までございまして、5号という形で加  
えるということです。これは、地縁団体に譲与をしていきたいという中で、今までは議決が必要で  
あったのを、議決をなくして地縁団体のほうへは譲与できるようにしていきたいというものでござ  
います。

これは、昭和20年勅令第542号ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく町内会、  
部落会又はその連合会等に関する解散、就職禁止その他の行為の制限に関する政令第2条第2項の  
規定により本市に帰属した財産のうち、当該政令の施行前から引き続き町内会、部落会またはその  
連合会等（以下、「町内会等」という）が、管理しているものを当該町内会等（第260条の2第  
1項の認可を受けたものに限る）に譲与するときということで、この第260条の2第1項の認可と  
いうのは、地縁による団体が認可された場合でございます。

これはポツダム政令ということで、このときに財産の関係で、町内会等に属する財産は遅滞なく  
処分すること。また、政令施行後2カ月以内に処分されない財産は市町村に帰属すると命じられて  
おるということでございます。

そこで、この政令によって市町村所有となった財産、特に移転登記がされない財産も全て市町村  
に帰属するというので現在も存在しておるとい状況でございます。

そういうもので、やはりこのときの財産でございますが、現在も引き続き当町内会とかが維持管  
理しているものについては実質的には町内会の財産であると認められることから、本改正で当該町

内会等に譲与できるような条例を整備していきたいということが目的でございます。

改正2でございますが、これは第3条で、同じく普通財産の譲与又は減額譲渡ということで、第1項の次に次の一項を加えるということで第2項という形でございます。これにおいて可処分地の、今最低売却価格でございますが、これ時価ということで算出してございますが、20%の範囲内で減額することができるという形にしたいということでございます。

これは、普通財産はその売払いに係る最初の入札の日から2年を経過した場合は、最低売却価格を20%の範囲内で減額することができるという形でございます。

これは今も普通財産の可処分財産でございます。いろいろ売却処分するため入札等を行っておりますが、なかなか折り合わないという形でございます。応札をしていただけないという形もございます。それで今の時価でございますが、これは当該年度の固定資産税の評価額を0.7で割り戻して設定をしております。

その中で、やはり今、一般の不動産等の取引価格の下落とか、そういう物件の道路とか地勢、日当たりとか形、または生活の至便性を勘案すると、価格が適正な対価に設定されていないという推測もされるということでございます。

全国で調べたんですが、秋田県では同じように、入札の日から2年を経過して応札のない物件は、これを時価よりも低い価格で譲渡することができるという規定を規定してございます。また、裁判所等々の不動産の競売においても、民事執行法の改正によって、最低売却価格から20%減額した価格での設定が可能となっておりますということでございます。また国において国の国有財産の評価基準においても、同じように一般競争入札対象財産について、需給の状況を考慮して、不動産鑑定士による鑑定評価を20%の範囲内で修正できるというふうに通達しております。

本市においても、このようなことから、やはり購入希望者の購入意欲の向上とか、また可処分財産の売却率の向上を図るためにも、今回の条例を加えていきたいというふうでございます。

それで、新旧対照表を見ていただきますとございますが、1ページ目にございます第3条のところに、1から4は今まで改正ございませんが、新たに5号を加えるということと、また2ページ目でございます。ここに2項を加えるということで、これが改正2の部分でございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（清水敏夫君） 建設部長 武藤五郎君。

○建設部長（武藤五郎君） 議案第178号 郡上市土地改良事業分担金賦課徴収条例の一部を改正する条例について。

郡上市土地改良事業分担金賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成24年12月6日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に

関する法律」による土地改良法の一部改正に伴い、引用する法律の条項を改めるため、この条例を定めようとするものでございます。

新旧対照表を見ていただきたいと思いますが、今回の条例につきましては、地域主権一括法によりまして土地改良法の一部が改正されたことに伴い、当条例において引用する法令の条項を改めるものでございます。

条例第1条の改正につきましては、賦課金の徴収にかかわる準用規定の中に、土地改良法第96条の4項がありますけれども、ここに新たに第2項が追加されことによりまして、この引用先である「第96条の4」を「第96条の4第1項」に改めさせていただくものでございます。

それから、条例第3条の3項の改正につきましては、これまで市町村及び土地改良区が行う土地改良事業の完了公告について、土地改良法で113条2の第2項で規定されておりましたが、今回、土地改良事業が行う事業の公告と市町村が行う事業の公告の規定が分かれたことによりまして、市町村が行う土地改良事業に関しましては第113条の2の第3項に規定されたことによりまして、この引用先であります「113条の2第2項」を今回「113条の2第3項」に改めるものでございますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（清水敏夫君） 環境水道部長 木下好弘君。

○環境水道部長（木下好弘君） それでは、議案第179号 郡上市布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の制定について。

郡上市布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例を次のとおり定めるものとする。平成24年12月6日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」による水道法の一部改正に伴いまして、布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格の基準を整備するために、この条例を定めようとするものでございます。

おめくりをいただきますと、まず、第1条は趣旨でございます。この条例は、水道法の第12条及び第19条の第3項の規定に基づきまして、技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事及び当該工事の施工に関する技術上の監督業務を行う者の資格並びに水道技術管理者の資格に関し必要な事項を定めるものとするというものでございます。

2条以降でそれぞれ工事の範囲や資格基準を定めておりますが、一番最後に資料がございますので、資料のほうをごらんをいただきたいと思いますが、制定の概要というところで説明をしております。

まず、第2条と第3条で布設工事監督者の配置基準、資格基準を定めておりますけれども、この

布設工事監督者の配置基準、資格基準につきましては、水道法の施行令、施行規則により定められております。今回の水道法の改正によりまして、改正条項の中に、参酌して条例で定めるといふうにされておりますことから、基本的には法の規定を準用する形で次のとおり定めておるといふものでございます。

(1) 番が、布設工事監督者の配置基準、いわゆる配置対象となる工事を定めるものでございますが、これにつきましては、安心・安全な水道水を供給する上で、根幹となる部分の水道施設工事に配置することが必要であるというような判断から、法律で参酌基準としております、まずこれは水道法のほうで定めておりますが、水道施設の新設または次の増設もしくは改造工事に配置することといたしております。

次の増設改造工事と申しますのは、ここに2つ挙げておりますが、一日最大給水量それから水源の種別、取水地点または浄水方法の変更にかかわるような工事、それから沈殿池、ろ過池、浄水池、消毒設備または配水池の新設増設または大規模な改造に係るような工事につきまして、この布設工事監督者を配置するという規定でございます。

続きまして(2)番が、その配置します布設工事監督者の資格基準を定めるものでございます。これも参酌基準ということでございますが、水道施設工事の施工に当たりましては、一定の知識及び能力を有する技術者を配置することが、ライフラインであるということからも必要であるという判断から、参酌基準を準用して定めております。これが条例の3条でございます。

次に、3条の第1項で水道事業に関する布設工事監督者の資格基準を定めておりますが、それをまとめまして表にしておりますので、この表の説明をさせていただきますが、枠の中の年数が書いてありますが、これが一番この表の頭にあります必要とする実務経験年数、いわゆる水道に関する技術上の実務従事経験ということございまして、括弧内の1号、2号というのは、今回の条例で定めますそれぞれ条項を上げております。

まず、1号の関係につきましては大学でございますが、大学の土木工学科またはこれに相当する課程において衛生工学、水道工学に関する学科目を修めて卒業した後に2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者ということでございます。

それから、その右のほうに2号がございますがこれも大学でございますが、ただいま説明しました学科以外、衛生工学または水道工学の学科目ですが、学科目以外を修めて卒業した後ににつきましては3年以上とするというものでございます。

それから、3号が一つ飛びまして短期大学、高等専門学校であります。短期大学、高等専門学校におきまして土木工学もしくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上の実務経験という定めでございます。

続きまして、その下の4号が高等学校または中等教育学校でございますが、同じく土木に関しま

す課程を修めて卒業した後、7年という規定でございます。

それから5号につきましては、その他の欄に書いてございますが、10年以上水道工事に係る技術上の実務に従事した者も監督者の資格とすると、こういうものとするということでございます。

それから6号が大学院でございますが、大学院の研究科もしくは大学の専攻科ということになりますが、まず大学院につきましては、1年以上衛生工学または水道工学に関する課程を専攻された方につきましては1年短縮すると。それから、それ以外の学科目を大学で修められて、大学院のほうで衛生工学、水道工学に関するものを専攻された方につきましては、同じく1年を短縮をしていくというような規定でございます。

それから7号が、その他の欄に書いてございますが外国の学校でございますが、上記科目と同等の学科目を修得した後、同等の規定とみなしまして、経験年数も同様としていくというような規定でございます。

それから、技術士の欄が8号でございますが、技術士法の第4条の第1項に規定します第二次試験、技術士ということでございますが、のうち上水道部門に合格した者につきましては1年の実務経験年数とするというものでございます。

それから一番下の表外の下の方でございますが、簡易水道の関係につきましては第2項で定めておりますが、上記経験年数を2分の1とするという規定でございます。

続きまして裏側を、ただいまの資料の裏面をごらんいただきますと、水道技術管理者の資格基準でございますが、この水道技術管理者の資格基準につきましても、水道法の改正によりまして、参酌して条例で定めるといふふうにされております。

この水道技術管理者につきましては、水道施設の維持管理においてこれも一定の知識、能力を有する技術者を配置することが、ライフラインであるということからも必要であるという判断から、法律を定めておりますものを参酌基準として、次の表のとおり定めるものでございます。

まず、第4条の1号がこの表の中で幾つか括弧書きにございますけども、これは、ただいま説明しました布設工事監督者の要件を有する者がこの4条の1号で水道技術管理者の資格を有するといふふうの規定をしておるといふことでございまして、水道工事監督者は技術管理者になれると、要件を満たすといふことでございます。

それから、2号につきましては、大学の関係でございますが、土木工学以外の工学及び理学、農学、医学、薬学を修めた方につきましては4年以上の経験とすると。それから短期大学、高等専門学校につきましては6年、それから高等学校、中等教育学校につきましては8年という規定でございます。

それから、3号の関係が欄外、その他にございますけども、布設工事監督者につきましては、工事に係る技術上の実務に従事した者が、これ1号関係でございますが、この4条の3号では、水道



の工事だけでなく、それ以外の全般的な水道の技術上の実務に従事した者も、10年以上の経験を有すれば技術管理者の資格を有するという規定でございます。

それから4号は工学、理学、農学、医学、薬学、表の一番右の欄でございますが、以外の学部ということでございますが、それにつきましてはそれぞれ1年ずつ、先ほどの2号の規定に実務経験年数を1年加算した年数をもって資格を有するというふうに規定をするというものでございます。

それから5号が外国の学校でございますが、これは布設工事監督者と同様でございますが、国内学校につきましてはの基準と同等の扱いをしていくということでございます。

それから6号が、その他でございますが、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う講習会の課程を修了した者につきましても、資格者としていくというものでございます。

2項が簡易水道の関係でございますがこれも同様に、簡易水道につきましては、実務経験年数はここに定めております水道の2分の1とするというものでございます。

施行日につきましては平成25年の4月1日から施行するというものでございます。

続きまして、議案第180号でございます。郡上市公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の制定について。

郡上市公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例を次のとおり定めるものとする。平成24年12月6日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」による下水道法の一部改正に伴いまして、公共下水道の構造及び維持管理の技術上の基準を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

おめくりをいただきますと条例案がございまして、第1条は趣旨でございますが、この条例は下水道法第7条第2項及び第21条第2項に基づきまして、市の設置する公共下水道の構造及び維持管理上の技術上の基準に関し必要な事項を定めるものとするというものでございます。

この下水道法の第7条の2項は公共下水道の構造基準を定めておりますし、21条の第2項におきましては終末処理場の維持管理基準を定めておりますが、今回の法律改正に伴いまして条例で定めるといってございますが、これにつきましても参酌して、国の法律の基準を参酌して条例で定めるといってされております。

このことから、3条から、全体で7条まででございますが、3条から6条につきましては、構造の基準を定めておりますが、これまでこの構造基準につきましては、日本下水道協会の指針がございまして、これによりまして施工をしてきておりまして、今後につきましても同様に実施をしていくということから、そういう判断をしたということから、法の規定を準用して定めることといたしておりますし、7条につきましては維持管理、終末処理場の維持管理でございますが、この維持管理につきましても、ライフラインでございますので、これまでと同様の維持管理が必要であるという

ような判断から、法律を準用して定めるものとしたしております。

中身のほうでございますが、第2条は用語の定義でございます。

第3条が排水施設、処理施設に共通する構造の技術上の基準でございますが、1号から5号まででございますが、これ下水道法の施行令の第5条の8を準用いたしまして、まず1号といたしまして堅固で耐久力を有することとする。2号としまして、コンクリートその他耐水性の材料で作り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最小限度のものとする措置を講ずるものとする。ただし湧水を排除するものについては多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとする。それから3号につきましては、屋外にあるものにあつては、覆いまたは柵の設置その他下水の飛散を防止し及び人の立ち入りを制限する措置を講ずる。4号につきましては、下水の貯留等により腐食するおそれのある部分についてはステンレス鋼その他腐食しにくい材料で作り、または腐食を防止する措置を講ずると。続きまして、地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手の設置その他規則で定める措置を講ずるというものでございます。

第4条は排水施設に限定した構造基準でございますが、これも5つございますが、まず1点目は、排水管の内径及び排水渠の断面積は規則で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ排水すべき下水を支障なく流下させることができるもの。2号が、流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあつては減勢工の設置その他水勢を緩和する措置を講ずる。3号は、暗渠その他の地下に設ける構造の部分で、流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置を講ずる。4号が、暗渠である構造の部分の下水の流路の方向または勾配が著しく変化する箇所その他暗渠の清掃上必要な箇所にあつてはマンホールを設けるという規定でございますし、5号が、ますまたはマンホールにはふたを設けるといふ、密閉ふたを設けるといふようなことでございます。

それから5条が処理施設に限定をした構造基準でございますが、1号が、脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置を講ずる。2号が、汚水処理施設は汚泥の処理に伴う排気、廃液または残滓物により、生活環境の保全または人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置を講ずるといふ規定でございます。

それから6条は適用除外でございますが、この3条から5条の構造基準を適用しない場合としまして2つ挙げておりまして、まず、仮設工事の場合それから災害のために応急措置として設ける施設整備というようなものは適用除外としておるといふことでございます。

済みません。4条が法律のほうでは下水道法の施行令の5条の9、それから5条が同じく施行令の5条の10に定めておりまして、それを準用いたしておりますし、この適用除外につきましては5条の11を準用いたして定めております。

それから、終末処理場の維持管理に関する基準第7条でございますが、維持管理基準も先ほど申

しましたようなことから、こちらは施行令の13条を準用いたしておりますが、以下の6項目を定めるものでございまして、1号が、活性汚泥を使用する処理方法による場合は、活性汚泥の解体または膨化を生じないようにエアレーションを調節する。2号が、沈砂池または沈殿池の泥だめに砂、汚泥等が満ちたときは速やかにこれを除去する。3号が、急速ろ過法による場合はろ床が詰まらないように定期的にその洗浄等を行うとともに、ろ材が流出しないように水量または水圧を調節する。4号は、施設の機能を維持するために必要な措置を講ずるというものでございまして、5号が、臭気の発散及び蚊、ハエ等の発生の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持する。6号は、汚泥処理施設には汚泥の処理に伴う排気、廃液または残滓物により生活環境の保全または人の健康の保護に支障が生じないように規則で定める措置を講ずるというものでございまして、この規則で定めるというものが出来てまいりましたけれども、これも下水道法の施行規則のほうで定めておりますものをそのまま準用いたしまして、別途、規則で定めることといたしております。

施行期日でございますが、附則、この条例は平成25年4月1日から施行するというものでございまして、経過措置といたしまして、構造の基準につきましては、適用しないものについてはという規定もございまして、これらの規定はなお従前の例によるというものでございまして、法律を参酌して定めておりますので、基本的には適用する施設のみが郡上市にあるということでございます。ただし、施行日以後に改築の工事に着手したものの当該工事に係る区域または区間についてはこの限りでないということは、従前の例によらんということでございます。

以上が第180号の関係でございます。

あと1件、私のほうから御説明がありますが、議案第181号でございます。郡上市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例の制定について。

郡上市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例を次のとおり定めるものとする。平成24年12月6日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」による廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴いまして、一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者の資格基準を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

おめくりをいただきまして、第1条は趣旨でございまして、この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条第3項の規定に基づき、市が法第6条の2第1項の規定により、一般廃棄物を処分するために設置する一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者の資格に関し必要な事項を定めるものでございます。

なお、この条例によりまして対象となる郡上市の施設でございますが、廃掃法の21条の1項では、最終処分場を除く一般廃棄物処理施設とされております。また、施行令の第23条では、500人分を

超える処理能力を有するし尿処理施設というふうな定めがあることから、郡上市での対象施設は郡上クリーンセンターそれから郡上北部クリーンセンター、環境衛生センターがこの条例の技術管理者の資格基準の該当する施設であるということでございます。

もう1枚おめくりいただきますと資料がございますので、資格基準の内容につきましては、こちらのほうをあわせてごらんをいただきたいと思いますが、第2条で技術管理者の資格基準を定めております。技術管理者の資格基準につきましては、廃掃法の施行規則によりまして資格基準が定められております。今回の廃掃法の改正により、これにつきましても、法律を参酌して条例で定めるということにされておりますことから、基本的には法の規定を準用いたしまして次のとおり定めております。

この技術管理者の資格基準につきましては、一般廃棄物の処理施設の正常な機能を保持するためには、一定の知識及び能力を有する技術者を配置することが必要であるという判断から、参酌基準を準用いたしまして次の資格基準として2条で定めておるということでございます。表の見方は先ほど来の表の見方と一緒にございまして、年数、括弧内が今回の条例の定めておる項を表示しております。

まず1号は、表の下から2つ目ぐらいにございます技術士を定めておりますが、技術士法による第二次試験のうち化学部門それから上下水道部門、衛生工学部門に係る二次試験に合格した者につきましては、経験年数は特に必要としておらんということでございますし、2号が同じく技術士でございますが、表の左にございますこの部門以外の部門の合格者につきましては、1年以上の廃棄物の処理に関する技術上の従事経験年数を必要とするというものでございます。

それから3号は、その他の欄にございますが、2年以上廃掃法第24条に規定する環境衛生指導員の職にあった者については資格とするということでございますし、4号につきましては、学校教育法の大学でございます。大学につきましては理学、薬学、工学、農学またはこれらに相当する課程を修了し、衛生工学、化学工学に関する科目を修めた者でございますが、については2年以上の経験年数というものでございますし、5号が学科目についてそれ以外、左以外ですが、については1年余分に3年という経験年数を定めているものでございます。

それから6号が短大それから高等専門学校でございますが、これにつきましては、大学の区分と同様でございますが、年数を4年と。7号が同じく短大、高等専門学校でございますが、大学の区分に2年余分に、経験年数といたしまして5年というふうに定めるものでございますし、8号が高等学校、中等教育学校でございますが、土木科、化学科またはこれらに相当する学科を修めた者は6年と。9号が同様に高等学校、中等教育学校でございますが、理学、工学、農学に関する科目またはこれらに相当する科目を修めた者は経験年数を7年というふうに定めております。

それから10号につきましては、その他にございますが、10年以上廃棄物処理に関する技術上の実

務に従事した者を定めております。それから11号が同じく、その下にございますが、上記に掲げる者と同等以上の知識、技能を有すると認められる者も資格として認めていくということでございます。

附則でございますが、なお、この条例は平成25年4月1日から施行をするというものでございます。

以上でございますので、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（清水敏夫君） 教育次長 常平毅君。

○教育次長（常平 毅君） それでは、議案第182号 郡上市公民館条例の一部を改正する条例について。

郡上市公民館条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成24年12月6日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、八幡公民館の移転に伴い施設の位置を改めるため、及び「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」による社会教育法の一部改正に伴い、公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

1枚おめくりいただきまして、一部を改正する条例本文でございます。内容につきましては新旧対照表にて説明を行わさせていただきますが、附則でございますけど、施行期日につきましては公布の日から施行する。それから経過措置につきましては、郡上市におきましては公民館運営審議会、設置してございますが、既に委嘱されてる場合におきましては、その任期が終了するまでの間は改正後の委嘱された運営審議会の委員とみなすという経過措置でございます。

1枚おめくりをいただきまして、新旧対照表でございますが、第3条でございます。名称及び位置でございますが、第3条の3号の地区館の表中のところでございますが、八幡公民館でございますが、旧八幡保健センターへ移転をさせていただきました。そのために位置を改めるものでございます。位置としまして「郡上市八幡町殿町63番地1」を、「郡上市八幡町殿町46番地1」に改めるものでございます。

最後のページをごらんいただきたいと思います。社会教育法の改正によりまして、公民館の運営審議会委員の委嘱の基準につきまして条例で定めることとなりまして、その基準につきましては、文部科学省令で定める基準を参酌するというところでございます。そのために第6条の3項を改めまして基準を定めさせていただいております。

その内容につきましては、新のほうでございますが、審議会の委員は次に掲げる者のうちから郡上市教育委員会が委嘱するというところで、一つは学校教育及び社会教育の関係者、二つ目は家庭教育の向上に資する活動を行う者、三つ目は学識経験のある者ということでございます。

旧の3号につきましては一項繰り下げまして4項としてございます。それから、旧の4項につきましては削除をしてございます。ちなみに、社会教育委員の基準もこの公民館運営審議会委員の基準と同様の基準となっております。

以上、改めさせていただくものでございますが、よろしく願いをいたします。

○議長（清水敏夫君） 説明御苦労さまでした。

お諮りをします。ただいま説明がありました議案第175号から議案第182号までの8件については、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第175号から議案第182号までの8件については、議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

ただいま常任委員会に付託いたしました議案第175号から議案第182号までの8件については、会議規則第46条第1項の規定により、12月20日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第175号から議案第182号までの8件については、12月20日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

議事進行上、暫時休憩をいたします。15分まで、15分再開を予定いたします。よろしく願いします。

（午前10時59分）

---

○議長（清水敏夫君） それでは、会議を再開いたします。

（午前11時14分）

---

◎議案第183号から議案第190号までについて（提案説明・委員会付託）

○議長（清水敏夫君） 日程12、議案第183号 平成24年度郡上市一般会計補正予算（第4号）についてから、日程19、議案第190号 平成24年度郡上市病院事業等会計補正予算（第1号）についてまでの8件を一括議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） それでは、議案第183号 平成24年度郡上市一般会計補正予算（第4号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成24年12月6日提出、郡上市長 日置敏明。

1 ページ目をお願いします。平成24年度郡上市一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億6,710万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ300億5,337万8,000円とする。

2、省略させていただきます。

繰越明許費の補正、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

債務負担行為の補正、第3条、債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正、第4条、地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。でございます。

続いて5ページをお願いします。第2表の繰越明許費の補正でございますが、新規でございます。教育費の小学校費、小学校耐震補強事業、これは設計業務でございますが4,523万3,000円でございます。

第3表、債務負担行為補正追加でございます。緊急雇用事業で長良川鉄道おもてなし事業と、また緊急雇用事業の観光推進サポーター事業でございます。これは平成24年度から25年度までということで、24年度においては25年の3月から26年の2月までということで、長良川鉄道のアテンダント養成ということで1名と、観光サポートについてはサポート人材1名ということでございます。長良川鉄道においては402万3,000円、また、観光事業につきましては177万円で、計579万3,000円でございます。

次の6ページですが、地方債の補正でございます。これは一般単独事業の中の合併特例事業でございます。補正額で14億910万円ということで、6,560万円の減額でございます。合計の部分が35億5,780万円ということでございますが、これにおいては、公共の急傾斜地の崩壊対策事業の負担金の30万円の増と、また消防デジタル無線整備事業で6,590万円の減ということの補正でございます。

続きまして、議案第184号 平成24年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成24年12月6日提出、郡上市長 日置敏明。

1 ページ目をお願いいたします。平成24年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ21万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億1,580万4,000円とし、直営診療施設勘定

の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ196万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,642万円とする。

2、省略させていただきます。

続いて、議案第185号 平成24年度郡上市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成24年12月6日提出、郡上市長 日置敏明。

この部分におきましては1ページ目をお願いいたします。平成24年度郡上市下水道事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ971万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億1,146万6,000円とする。

2、省略させていただきます。

続いて186号でございます。議案第186号 平成24年度郡上市介護保険特別会計補正予算（第2号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成24年12月6日提出、郡上市長 日置敏明。

同じく1ページ目をお願いいたします。平成24年度郡上市介護保険特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ409万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億1,285万4,000円とする。

2は省略させていただきます。

議案第187号 平成24年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成24年12月6日提出、郡上市長 日置敏明。

1ページ目をお願いします。平成24年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ528万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億1,471万7,000円とする。

2は省略させていただきます。

地方債の補正、第2条、地方債の追加変更は、「第2表 地方債補正」による。

3ページをお願いいたします。地方債の補正でございます。追加の部分で過疎対策事業で限度額300万円でございます。また2の変更におきましては、介護サービス施設整備事業で補正前が600万円、補正後は300万円という形でございます。この分においては、変更の300万円に減額になった分



は過疎対策事業のほうへ振りかえをするということでございます。

議案第188号 平成24年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第2号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成24年12月6日提出、郡上市長 日置敏明。

1 ページ目をお願いいたします。平成24年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ964万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億7,889万3,000円とする。

2は省略させていただきます。

続いて、議案第189号 平成24年度郡上市水道事業会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成24年12月6日提出、郡上市長 日置敏明。

1 ページをお願いいたします。第1条、平成24年度郡上市水道事業会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

業務の予定量、第2条、平成24年度郡上市水道事業会計予算（以下、「予算」という）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

主な建設改良事業、2、配水改良費、追加、白鳥地域の国道改良関連配水管支障移転事業、中津屋の関係で167万7,000円。

収益的収入及び支出、第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、第1款につきましては、八幡地域水道事業費用で補正予定額でございますが211万円ということで、計が1億4,194万9,000円でございます。その第1項でございます。営業費用が補正額、同じく211万円で、計が1億3,141万9,000円でございます。

第2款、白鳥地域水道事業費用で補正額57万7,000円で1億5,032万5,000円。また、第1項で営業費用で57万7,000円で1億916万2,000円でございます。

2 ページ目、資本的収入及び支出、第4条、予算第4条本文括弧書き中、白鳥地域の資本的収入及び支出の予定額の不足をする額「4,352万1,000円」を不足する額「4,519万8,000円」に、過年度分の損益勘定留保資金「4,352万1,000円」を過年度分損益勘定留保資金「4,519万8,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、第2款でございます。白鳥地域資本的支出でございますが、補正予定額167万7,000円で計が7,695万1,000円。第1項、建設改良費、補正予定額が167万7,000円の計が371万2,000円でございます。

議会の議決を得なければ流用することのできない経費でございます。第5条、予算第7条に定めた経費の予定額を次のとおり補正する。

1、職員給与費でございます。八幡地域水道事業、補正予定額211万円、計4,070万1,000円。白鳥地域水道事業、補正予定額が57万7,000円の計で2,278万円でございます。

続いて、議案第190号 平成24年度郡上市病院事業等会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成24年12月6日提出、郡上市長 日置敏明。

1 ページ目をお願いいたします。第1条、平成24年度郡上市病院事業等会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

業務の予定量、第2条、平成24年度郡上市病院事業等会計予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

2、年間延べ患者数、補正予定量が1,960人の減でございます。計で15万1,165人でございます。

郡上市の国保白鳥病院でございますが、補正予定量が1,960人の減で5万8,065人でございます。

3、1日の平均患者数で、外来におきましては、補正予定量が8人の減ということで計の617人。また、郡上市の国保白鳥病院においては、補正予定量8人の減で237人でございます。

収益的収入及び支出、第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科目の分でございます。収入、第1款でございます。郡上市民病院事業収益、補正予定額が6,700万9,000円でございます。29億827万4,000円。

第1項の医業収益でございます。補正予定額が6,514万5,000円、計が26億6,389万5,000円でございます。第2項、医業外収益で補正予定額が186万4,000円の計が2億3,637万9,000円でございます。

第2款で郡上市国保白鳥病院事業収益、補正予定額が1,540万1,000円の減額でございます。計が12億1,372万8,000円。第1項、医業収益、補正予定額が1,504万6,000円の減額でございます。計で10億6,208万4,000円。第2項、医業外収益、補正予定額35万5,000円の減額、計で1億3,342万6,000円でございます。

続いて2ページ、支出、第1款でございます。郡上市民病院事業で、補正予定額が6,700万9,000円で、計が29億827万4,000円です。第1項の医業費用におきまして、補正予定額は同じく6,700万9,000円で、計が27億5,551万8,000円でございます。

第2款、郡上市国保白鳥病院事業費、補正予定額が1,540万1,000円の減額でございます。計で12億1,372万8,000円です。第1項の医業費用でございますが、補正予定額が1,590万1,000円の減額、計で11億4,163万5,000円。第4項、特別損失で補正予定額が50万円の増でございます。計で550万円でございます。

議会の議決を得なければ流用することのできない経費、第4条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

職員給与費でございます。補正予定額が2,735万5,000円で、計で23億8,485万3,000円でございます。

他会計からの補助金、第5条、予算第9条中、「1億1,022万6,000円」を「1億1,173万5,000円」に改めるものでございます。

以上でございます。

また、一般会計と特別会計において、この事業概要一覧表のほうに詳細については記載されておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（清水敏夫君） お諮りをいたします。ただいま説明のありました議案第183号から議案第190号までの8件については、議案付託表のとおり、予算特別委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第183号から議案第190号までの8件については、予算特別委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りをいたします。ただいま予算特別委員会に付託しました議案第183号から議案第190号までの8件については、郡上市会議規則第46条第1項の規定により、12月7日午後4時までに審査を終了するように期限をつけることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第183号から議案第190号までの8件については、12月7日午後4時までに審査を終了するように期限をつけることに決定いたしました。

---

#### ◎議案第191号について（提案説明・委員会付託）

○議長（清水敏夫君） 日程20、議案第191号 郡上ケーブルテレビネットワーク施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

説明を求めます。

市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） 資料を1枚お配りさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○議長（清水敏夫君） はい、了解しました。資料を配ってください。

（資料配付）

○市長公室長（田中義久君） それでは、議案第191号 郡上ケーブルテレビネットワーク施設の指

定管理者の指定について。

次のとおり指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。平成24年12月6日提出、郡上市長 日置敏明。

施設の名称、郡上ケーブルテレビネットワーク施設。指定する団体、郡上市八幡町島谷130番地1、株式会社郡上ネット。指定の期間、平成25年4月1日から平成28年3月31日まででございます。

大変失礼しました。ただいま資料をお手元にお配りをさせていただきました。若干この間の経緯と今回の指定管理者の指定の目的等につきまして御説明をさせていただきたいと思っております。

今回の郡上ケーブルテレビネットワーク施設、これは、当該施設を介しまして情報通信ネットワーク、すなわちインターネットの施設を含むものでありますが、市の情報化計画並びに行政改革の指定管理者制度の活用方針に基づきまして、この間、調査研究を行ってきたものでございます。その結果として今般、指定管理者としてこの第三セクター方式による情報通信の新会社を起こして、その会社に指定管理者として指定をしていくということとさせていただく提案でございます。

さきの9月議会におきましては、既に郡上ケーブルテレビネットワーク施設の設置及び管理に関する条例、もう一つ、郡上地域情報通信ネットワーク施設の使用及び管理に関する条例、この2つの設置管理条例におきまして、指定管理者制度の導入また手続を含めて、そうした条項を加えさせていただくという一部改正を御議決をいただいたところでございます。また、9月議会の補正予算におきまして、この新会社設立に当たりまして第三セクターとして郡上市も500万円、出資比率4分の1ということで補正予算をお認めいただいたところでございます。

こうした経緯を踏まえまして、その後11月5日に日置市長も出席をされまして、発起人会、さらに11月15日には正式に株式会社郡上ネットの設立を見たところでございます。

今般指定する団体郡上ネットの概要につきまして1枚のものをお配りさせていただいております。会社概要としましては、会社名が株式会社郡上ネット、設立、平成24年11月15日、所在地、郡上市八幡町島谷130番地1、資本金、2,000万円、代表者、代表取締役稲葉秀章さんでございます。社員数は10名ということ。

事業内容につきましては、有線テレビジョン放送事業、電気通信事業及び両事業に関連する情報提供事業の経営及び運営委託、テレビサービス、地上放送再放送、多チャンネル再放送、自主制作番組の制作・放送、インターネットサービス、CATVインターネット、それからIP電話、その他画像、音声・データ等の双方向伝送路等の管理でございます。取引先としてはNTTPCコミュニケーションズほか、以下に書いておるようなところでございます。

裏面は、いわゆる発起人会では郡上市、またGNS、郡上ネットワークサービス、またCCN、岐阜市のケーブルテレビの会社、またING、インフォメーションネットワーク郡上、郡上地域におきましてのケーブルテレビ事業者でございます。この4者が発起人となって会社を設立したとこ

ろでございまして、備考にありますように出資割合、GNSが筆頭45%でございます。郡上市は25%、岐阜県下の大手のケーブルテレビ事業者でありますCCN株式会社は出資割合15%、ING株式会社におきましても出資割合15%、こういうふうな出資の構成でございます。

また、取締役につきましては、先般、会社が設立されたわけございまして、それぞれ決定がしてございます。筆頭株主のGNS代表取締役の稲葉秀章さんが郡上ネットにおきましても代表取締役社長でございます。郡上市からは日置敏明市長、CCNからは小原徹氏代表取締役社長、ING株式会社からは細江洋司取締役、また、社外ですが、富田鉦二さんという方はNHKの岐阜放送局長あるいは株式会社NHK中部ブレイズ代表取締役等を務められておられる、この道の大変な専門の方でございまして、現在は、引き続きまして郡上市ケーブルテレビの番組審議会の委員をお務めの方でございます。監査役につきましては、商工会長をお務めになってみえる臼田和博さんでございます。こういうふうな取締役役員等の構成となっております。

今後の予定でございますが、御議決をいただきますと、移行の準備に入らせていただきまして、来春平成25年4月1日から正式に郡上ネットがケーブルテレビネットワーク施設の管理運営に当たると、こういうふうな計画でございますので、御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（清水敏夫君） お諮りをいたします。ただいま説明がありました議案第191号については、議案付託表のとおり、総務常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第191号については、総務常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

ただいま総務常任委員会に付託いたしました議案第191号については、会議規則第46条第1項の規定により、12月20日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることとしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第191号については、12月20日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

---

#### ◎議案第192号について（提案説明・採決）

○議長（清水敏夫君） 日程21、議案第192号 和解及び損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

説明を求めます。

健康福祉部長 布田孝文君。

○健康福祉部長（布田孝文君） それでは議案の第192号をお願いいたします。議案第192号 和解及

び損害賠償の額の決定について。

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。平成24年12月6日、郡上市長 日置敏明。

1、損害賠償による和解の内容、平成24年9月13日午前9時30分ごろ、郡上市地域医療センター 国保和良診療所において、大腸ファイバースコープ検査中に、相手方の腸管を穿孔した事故につき、市は損害賠償金を支払うことにより和解する。

2、損害賠償の相手方については記載のとおりでございます。

3、損害賠償の額、金122万5,854円でございます。

経過を若干説明させていただきたいというふうに思います。仮にAさんというふうにさせていただきますのでよろしく申し上げます。

Aさんにつきましては、平成24年の7月の9日から和良老健のほうに入所をされておられました。入所中に便のほうに血がまじるとか、下血というようなことが確認をされたということで、本人、御家族に、合併症の可能性とか検査中の注意等々の説明をさせていただきまして、同意を得て、先ほど言いました9月13日の日に大腸内の内視鏡の検査をすることというふうになりました。当日、予定どおり検査を開始したわけでありましてけれども、検査中に穿孔したことを確認したために、御本人並びに家族の方にその状況を御説明し承諾を得て、御家族の希望の病院のほうに救急車でもって搬送をさせていただきました。13日の当日でありますけれども、その病院のほうで手術をしていただきまして、成功したといえますか、が行われたということでもあります。

その間、10月の22日までにその病院におきまして治療を受けまして、10月22日に退院をされました。その後直ちに、和良老健のほうに入所をされておりましたものですから、これもまた御本人の希望もあり、そのまま退院し和良老健のほうに入所して本日に至ってるということでございます。

なお、本日この議案ということで報告が本日に至ったわけでありまして、その間、御本人また御家族の方とさまざまな話し合いをさせていただきまして、また、御本人が高齢であるというようなこともありまして、その後の御本人の生活相談等々もずっと続けさせていただきました。おおむねそのようなお話が11月の半ば過ぎぐらいに、おおむね大体了解といえますか、というようなことができたものですから、本日の議会でもって上程をさせていただくものでございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

また、損害賠償額についても、御本人、御家族の御同意は得ておるというものでございます。

損害賠償の内容につきましては、大腸ということで、ストーマの実費代でありますとか入院期間中の医療費でありますとか、賠償保険による入院の慰謝料等々を含めた金額でございます。

この賠償の保険金につきましては、ただいま上程をしました国保の特別会計の直営診療勘定の中で補正予算として歳入歳出を計上しておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（清水敏夫君） 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認め、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、採決を行います。

議案第192号については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第192号については、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

---

#### ◎議報告第11号について

○議長（清水敏夫君） 日程22、議報告第11号 諸般の報告について。

例月出納検査結果が監査委員より別紙写しのとおり提出されましたので、お目通しいたごき報告にかえます。

また、11月28日までに受理しました陳情は、お手元に配付しました文書表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたしましたので報告します。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（清水敏夫君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

長時間にわたり慎重に審議いただき、ありがとうございました。

本日はこれで散会いたします。御苦勞さまでした。

（午前11時48分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 清 水 敏 夫

郡上市議会議員 上 田 謙 市

郡上市議会議員 武 藤 忠 樹